

第90号議案

ふじみ野市立ゆめぼると条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立ゆめぼると条例（平成25年ふじみ野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表備考1を次のように改める。

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

使用料の免除規定を追加するため、ふじみ野市立ゆめぼると条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。